

毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等 に関する追加報告書(平成31年2月27日)に対する意見書

川崎茂
北村行伸
西郷浩
白波瀬佐和子
宮川努

平成31年3月6日

厚生労働省の下に設置された「毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会」の報告書に対して、「毎月勤労統計調査」の調査計画を直接審査し、監督する責務を有している統計委員会委員として意見を述べておきたい。

統計委員会は、統計技術的・学術的側面から、今般の事案がどのような理由で行われたのかを知り、それに基づいた再発防止策を考える責務を負っている。また、統計委員会は、日本経済学会、日本統計学会、そして経済統計学会からも統計技術的・学術的観点からの本事案の解明を要請されている。今回の「監察委員会追加報告書」は、統計技術的・学術的側面から少なくとも以下の三点で十分な説明がなされず、またその評価の根拠が明らかにされていないことを受けて、統計委員会として、厚生労働省に対して説明を求めたい。

(1) 統計技術上「適切な復元」であるのか

「監察委員会追加報告」は、一般に、「復元」がなされているならば統計学的に問題がないかのように書かれている。例えば同報告 p6 には『平成16年1月調査分以降、東京都の大規模事業所について抽出調査に変更されたとしても、適切な復元処理がなされていれば、統計としての精度は調査計画の範囲内に収まると考えられる』という叙述がある。しかしながらこれは一般的には正しくない。抽出調査を行った場合、単に抽出率の逆数を乗じて集計すれば適切な復元ができるわけではない。すなわち、抽出調査では標本誤差が発生する上に、無回答、標本の摩擦(Attrition)などの影響も生じるので、より適切な推計を行うには、これらのことを考慮に入れて推計する必要がある。この点に関連して、平成16年1月からの抽出調査への切り替に先立ち、どのような検討が行われ、どのような設計に基づいて抽出が行われたのかを明らかにしていただきたい。その上で、最も適切な推計・復元のあり方を検討する必要があると考えている。

(2) 不適切処理の経緯は明確か

「監察委員会追加報告」は、当事者がどういう統計技術的・学術的理由のもとに不適切処理を始め、それを継続したのか、あるいは総務省・統計委員会に隠して復元処理を始めたかについての分析も評価もなく、再発防止を考える際に必要な情報が著しく不足していると言わざるを得ない。例えば、同報告 p.9 において『雇用・賃金福祉統計室長Fは(中略)平成 29 年秋頃に適切な復元処理による影響を試算したが、その影響は大きいものではないと判断した。』とあるが、どういう試算をしたのかについての情報提供はなされていない。統計委員会としては、今後の再発防止、あるいは今後必要な調査方法を考えるうえで、これらの点に関する情報提供も求めたい。

(3) 再発防止策は適切か

「監察委員会追加報告」は、再発防止策について最後に述べられているが、今般の事案を、統計技術的・学術的に考えた時の重大性に対する認識が不足しているように思われる。学術の世界で、このようなデータの不正やねつ造、盗作などがあれば、間違いなく学界から追放されることは、研究不正に対する最近の事案からも明らかである。それほどに、重大な事案であり、当然ながら再発防止策も本事案が学術的側面を多く含むことを勘案してなされるべきである。

統計委員会各委員は追加報告書に対してさらに多くの疑問や要望を持っているが、ここでは、過去に部会やワーキング・グループを通して、「毎月勤労統計調査」に関わってきた5名の委員が抱いた共通の疑問について指摘するにとどめる。これらの疑問への回答を厚生労働省から得ることで、今回の統計問題の解決の糸口を見つけることを期待している。さらには、本年 1 月 30 日に統計委員会内に設置された点検検証部会で、政府統計の再発防止策についても議論される予定であり、現在曖昧なままになっている「毎月勤労統計調査」に関する再発防止策もこの部会での議論に沿って、具体的にまとめられるものと理解している。

統計委員会は、今後とも与えられたミッションを粛々と遂行していくべきであり、その中で政府統計への失われた信頼を回復し、より精度の高い公的統計の社会への提供と、それをういた頑強な政策形成への道に関係各府省とともに開いていくことが使命であると考えている。我々は、これまでも統計委員会委員長がこの点を十分認識して、「毎月勤労統計調査」の問題に対処してきたと信じている。従って今後も上に述べた我々の問題意識を深く認識して、厚生労働省を始め関係各府省と対応していただくことを望む。

以上